

磐田市新型コロナウイルス感染症対策本部 第31回本部会議

と き：令和3年9月10日（金）午後4：00～

ところ：大会議室

次 第

1 本部長あいさつ

2 各部会からの報告

・ 市内新規感染者の推移について（資料1）

・ 緊急事態宣言発令期間延長に伴う磐田市の対応方針案について（資料2）

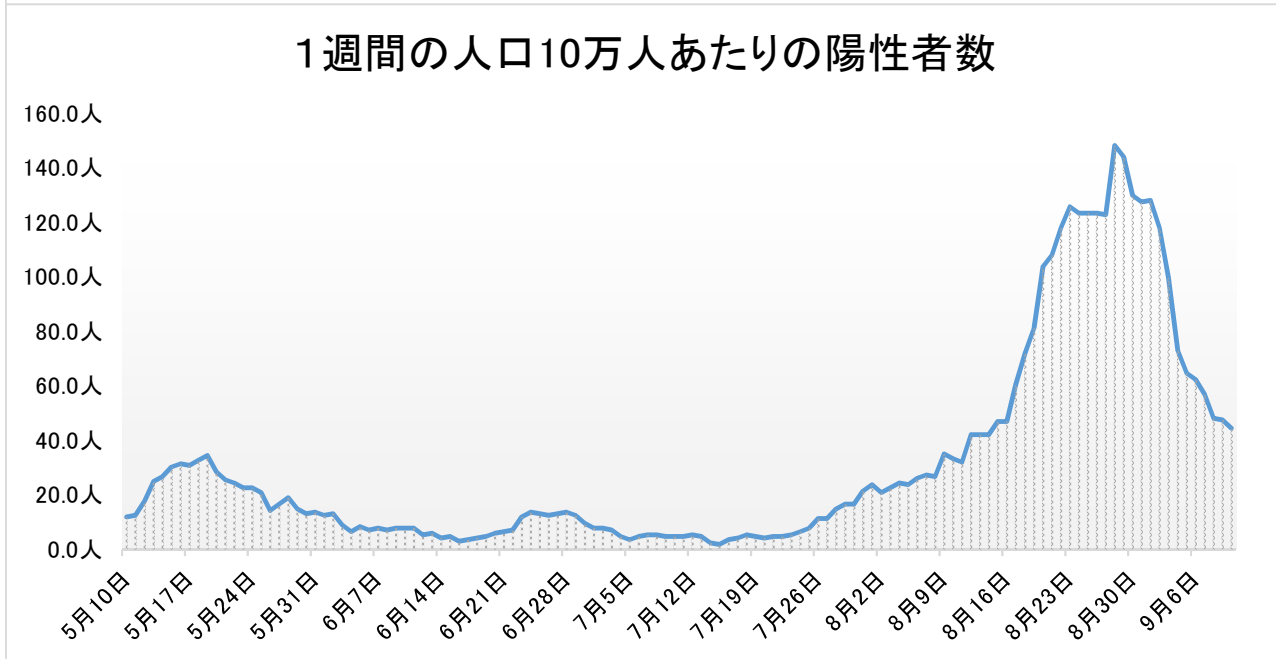
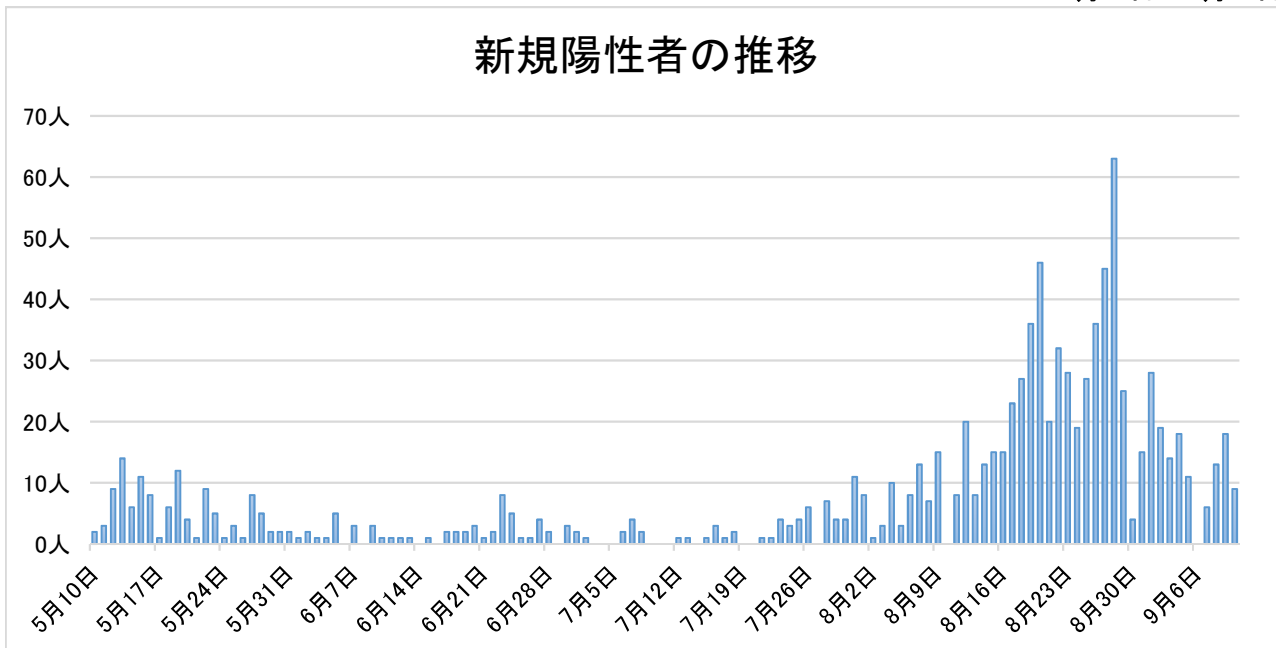
・ 市長メッセージについて（資料3）

3 その他

4 閉 会

◆市内の新規陽性者の状況<9月10日15時現在>

5月10日~9月10日



◆地域別及び重傷者の病床占有率<9月9日正午現在>

区 分	入院者数	確保病床数	病床占有率
県東部地域	108人	202人	53.5%
県中部地域	128人	227人	56.4%
県西部地域	138人	280人	49.3%
県全体	374人	709人	52.8%
重傷者	20人	61人	32.8%

◆県内宿泊療養施設の入居状況<9月9日正午現在>

施設数	総客室数	療養用客室数	入居者数	占有率
6施設	885室	735室	174人	23.7%

◆直近1週間の新規陽性者数（人口10万人あたり）

人口（最新）	（令和3年7月末）	168,735人
--------	-----------	----------

ステージⅣ 25人以上

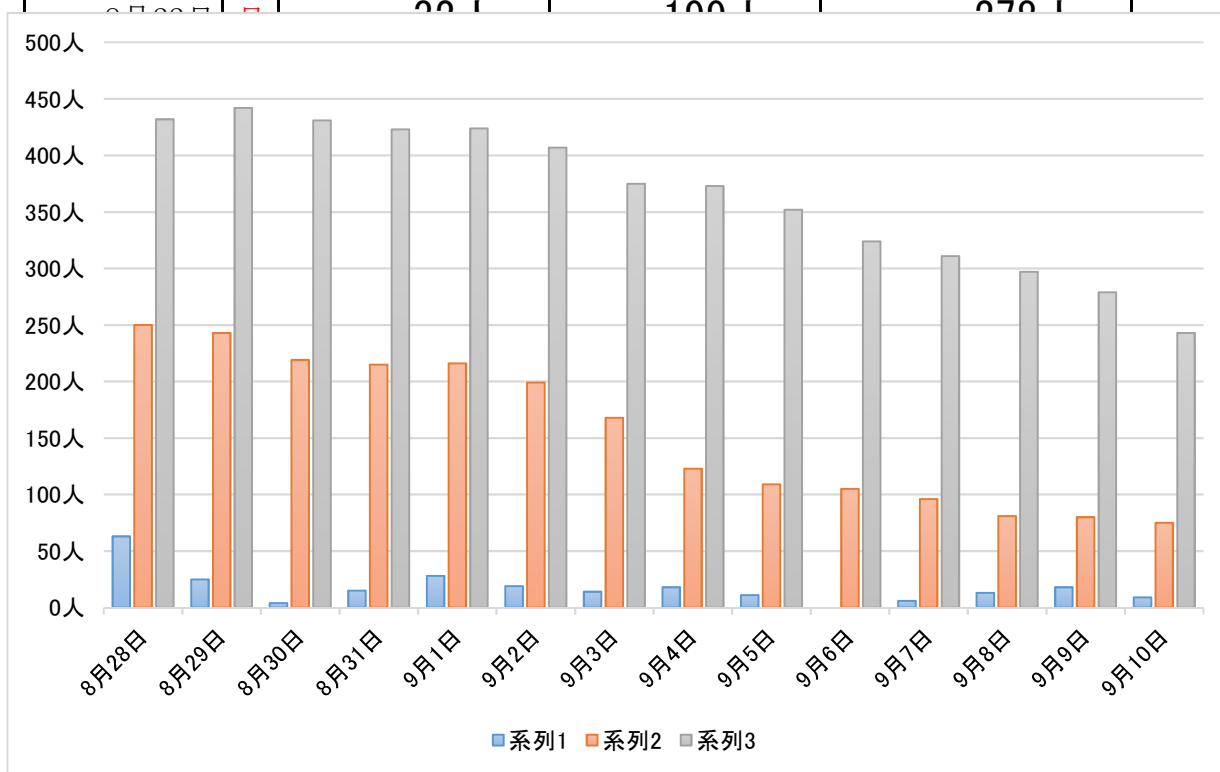
ステージⅢ 15人以上

月 日	曜	新規陽性者数	1週間累計	人口10万人あたり
9月12日	日			
9月11日	土			
9月10日	金	9人	75人	44.4人
9月9日	木	18人	80人	47.4人
9月8日	水	13人	81人	48.0人
9月7日	火	6人	96人	56.9人
9月6日	月	0人	105人	62.2人
9月5日	日	11人	109人	64.6人
9月4日	土	18人	123人	72.9人
9月3日	金	14人	168人	99.6人
9月2日	木	19人	199人	117.9人
9月1日	水	28人	216人	128.0人
8月31日	火	15人	215人	127.4人
8月30日	月	4人	219人	129.8人
8月29日	日	25人	243人	144.0人
8月28日	土	63人	250人	148.2人
8月27日	金	45人	207人	122.7人
8月26日	木	36人	208人	123.3人
8月25日	水	27人	208人	123.3人
8月24日	火	19人	208人	123.3人
8月23日	月	28人	212人	125.6人
8月22日	日	32人	199人	117.9人
8月21日	土	20人	182人	107.9人
8月20日	金	46人	175人	103.7人
8月19日	木	36人	137人	81.2人
8月18日	水	27人	121人	71.7人
8月17日	火	23人	102人	60.4人
8月16日	月	15人	79人	46.8人
8月15日	日	15人	79人	46.8人
8月14日	土	13人	71人	42.1人
8月13日	金	8人	71人	42.1人
8月12日	木	20人	71人	42.1人
8月11日	水	8人	54人	32.0人
8月10日	火	0人	56人	33.2人

8月9日	月	15人	59人	35.0人
8月8日	日	7人	45人	26.7人
8月7日	土	13人	46人	27.3人
8月6日	金	8人	44人	26.1人
8月5日	木	3人	40人	23.7人
8月4日	水	10人	41人	24.3人
8月3日	火	3人	38人	22.5人
8月2日	月	1人	35人	20.7人
8月1日	日	8人	40人	23.7人
7月31日	土	11人	36人	21.3人
7月30日	金	4人	28人	16.6人
7月29日	木	4人	28人	16.6人
7月28日	水	7人	25人	14.8人
7月27日	火	0人	19人	11.3人
7月26日	月	6人	19人	11.3人
7月25日	日	4人	13人	7.7人
7月24日	土	3人	11人	6.5人
7月23日	金	4人	9人	5.3人
7月22日	木	1人	8人	4.7人
7月21日	水	1人	8人	4.7人
7月20日	火	0人	7人	4.1人
7月19日	月	0人	8人	4.7人
7月18日	日	2人	9人	5.3人
7月17日	土	1人	7人	4.1人
7月16日	金	3人	6人	3.6人
7月15日	木	1人	3人	1.8人
7月14日	水	0人	4人	2.4人
7月13日	火	1人	8人	4.7人
7月12日	月	1人	9人	5.3人
7月11日	日	0人	8人	4.7人
7月10日	土	0人	8人	4.7人
7月9日	金	0人	8人	4.7人
7月8日	木	2人	9人	5.3人
7月7日	水	4人	9人	5.3人
7月6日	火	2人	8人	4.7人
7月5日	月	0人	6人	3.6人
7月4日	日	0人	8人	4.7人
7月3日	土	0人	12人	7.1人
7月2日	金	1人	13人	7.7人

◆直近1週間、2週間の累計新規陽性者数

月 日	曜	新規陽性者数	1週間累計	2週間累計
9月12日	日			
9月11日	土			
9月10日	金	9人	75人	243人
9月9日	木	18人	80人	279人
9月8日	水	13人	81人	297人
9月7日	火	6人	96人	311人
9月6日	月	0人	105人	324人
9月5日	日	11人	109人	352人
9月4日	土	18人	123人	373人
9月3日	金	14人	168人	375人
9月2日	木	19人	199人	407人
9月1日	水	28人	216人	424人
8月31日	火	15人	215人	423人
8月30日	月	4人	219人	431人
8月29日	日	25人	243人	442人
8月28日	土	63人	250人	432人
8月27日	金	45人	207人	382人
8月26日	木	36人	208人	345人
8月25日	水	27人	208人	329人
8月24日	火	19人	208人	310人
8月23日	月	28人	212人	291人



令和 3 年 9 月 10 日

緊急事態宣言発令期間における磐田市の対応方針(案)

【磐田市新型コロナウイルス感染症対策本部】

令和 3 年 9 月 9 日、国が令和 3 年 8 月 17 日に静岡県を「緊急事態措置を実施すべき区域」とした期間の延長を決定したことから、令和 3 年 8 月 19 日に定めた本市独自の対応方針について以下のとおりとします。

なお、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定による『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』などの関連通知について十分に留意してください。

本市における日々の新規感染者は減少傾向となっておりますが、直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数はステージⅣ（25 人以上）で、県西部地域の病床占有率も高い状態が続いています。引き続き、「1 密」であっても徹底的に回避し、「人と人との距離の確保」や「マスクの着用」、「手指消毒」などの基本的な感染予防対策を徹底するとともに、市民および利用者に周知徹底してください。

なお、この対応方針については、国や県からの新たな要請や市内の感染状況等の動向に応じて、期間や内容等を見直すこととします。

1 適用期間

令和 3 年 8 月 20 日から令和 3 年 9 月 30 日までとする。

2 対応方針

(1) 市が主催するイベント等について

① 不特定多数の参加および市外からの参加者が想定されるイベント

感染予防対策を徹底し、より感染リスクを下げるとともに、イベント等への参加者が特定できる実施方法を検討する。なお、対策ができない場合は、中止または延期を検討する。

② 参加者が特定できるイベント

感染予防対策を徹底するとともに、より感染リスクを下げる実施方法を検討する。

(2) 市が主催する会議等について

市民生活に必要な不可欠なものを除き、中止または延期を検討する。なお、実施するものによっては、室内の定期的な換気や飲食の禁止など、感染予防対策に特段の注意をして開催する。また、オンライン等による開催も検討する。

(3) 市施設の市民利用について

施設の市民利用については、20時までとする。ただし、市内の新規感染者の拡大等状況によっては、施設の閉館を検討する。

なお、施設を所管する部局は、「新しい生活様式」の実践例や業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等による対応を徹底する。また、国や県から別途通知のあった施設については、その通知により対応する。

(4) 学校等について

① 小中学校

感染症防止対策を徹底したうえで、学校教育活動は継続する。なお、市内の新規感染者の拡大等状況によっては、磐田市教育委員会の対応方針に基づき、臨時休業等を検討する。

部活動は、校内のみの活動とし、時間を制限し、接触を伴う活動や他校との交流は行わない。

② 放課後児童クラブ等

通常どおり実施する。ただし、児童クラブ内の感染者等の発生や市内の新規感染者の拡大等状況によっては、時間短縮や閉鎖を検討する。

③ 保育園・幼稚園・こども園

通常どおり開園する。ただし、9月20日（月）までは、「家庭内保育」のお願いを継続する。その後、感染状況等を見ながら段階的に通常保育へ移行する。市内の新規感染者が急激な拡大等の状況によっては、臨時休園等を含め、対応方針を見直す。

(5) 子育て支援について

① 子育て支援センター

通常どおり開館する。ただし、保育園・こども園併設の子育て支援センターは、臨時休館とするが、上記(4)③保育園・幼稚園・こども園と同様に9月20日（月）以降は、感染状況等を見ながら段階的に通常どおり開館に移行していく。

② 幼児健康診査等

幼児健康診査のほか、各種子育てに関する相談対応は、十分な感染予防対策をしながら実施する。ただし、幼児教室は中止とする。

(6) その他

新型コロナウイルス感染症に感染された方および関係者、医療従事者、本市にこられた他地域の方などに対する、心無い誹謗中傷や差別的対応等は特に慎むよう、継続した啓発・周知を実施する。

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(9月10日)

【緊急事態宣言の延長】

磐田市長の草地博昭です。市民の皆さま、事業者の皆さまには、日頃より新型コロナウイルスの感染防止に取り組んでいただき、心より感謝申し上げます。

昨日、静岡県における緊急事態宣言が9月30日まで延長されることが決定しました。現時点では、市内における新型コロナウイルスの新規陽性者数は減少傾向にあります。県西部地区の病床占有率は依然として高いため、市立総合病院では今月に入ってから新型コロナウイルス感染症患者用の病床を増やして対応しています。これにより、通常の医療体制を縮小することになり、市内においても医療体制はひっ迫している状況が続いています。

緊急事態宣言が延長することにより、引き続き多くの皆さまに苦勞と我慢をお願いすることになります。ただ、新規陽性者数が再び増加すれば、さらに医療体制は厳しくなり、救える命が救えないことも起こり得ます。また、地域経済の回復も遅れることにつながります。

厳しい状況は続きますが、今一度、感染防止の意識を高めていただきたいと思います。また、2回のワクチン接種を終えても感染される方も一定の割合でいますので、決して油断することなく、感染しない、感染させない行動の徹底をお願いします。

磐田市長 草地博昭

令和3年9月10日

本部長指示事項

磐田市の新規陽性者数は減少傾向にありますが、県西部地区の病床占有率は依然として高い状況にあり、静岡県では、昨日、緊急事態宣言が9月30日まで延長されることになりました。

市内においても医療体制はひっ迫した状況が続いています。市民の生命を守るため、職員一丸となって、新規感染者数を更に減少させることにより、医療提供体制を守らなければなりません。ついては、医療体制の整備に関して、静岡県の新型コロナウイルス感染症対策と連携して、積極的に取り組んでください。

職員の皆さんは、緊急事態宣言が延長されることにより、引き続き苦勞と我慢をお願いすることとなる市民の皆さんに寄り添い、今一度、自らの感染防止の意識を高めるとともに、市民生活の安全を守り、安心を届けるため、全力で取り組んでください。

磐田市長 草地博昭

新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について（抄）

令和3年9月9日

首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部

○接種証明

接種時に本人に交付される予防接種済証（接種記録書を含む。以下同じ。）による証明。ワクチン接種証明書は海外渡航に必要な場合に限り、市町村において発行するが、今後、年内を目途に証明書をデジタル化する。

○接種証明の活用

社会経済活動の正常化に向けた取組として、予防接種済証又はワクチン接種証明書（以下単に「接種証明」という。）を国内で積極的に活用する。

【ワクチン接種に関する正しい理解の増進】

ワクチンには、発症予防効果や発症後の重症化を予防する効果があること。なお、ブレイクスルー感染する可能性がある。また、接種後からの時間経過とともに発症予防効果は低下しうるとの研究結果がある。

【感染防止対策との関係】

ワクチン接種を受けた方も、マスクの着用、手指衛生、ゼロ密などの感染防止対策は引き続き必要であり、接種証明を、感染防止対策を講じなくて良い許可証のように捉えることは適当ではない。

【接種証明の活用に当たっての留意点】

会社への就職、学校への入学などといった場面でワクチン接種を要件とすることや接種を受けていないことを理由に解雇、退職勧奨等を行うことなど個々人に大きな影響を与える場合は、不当な差別的取扱いに当たる可能性が高い。また、店舗への入店や会場への入場に当たって接種証明の提示を求めることは可能。

【個人情報保護について】

ワクチン接種に関する個人情報の管理に当たっては、個人情報保護関連法令を遵守する。また、ワクチン接種を受けているかどうかは、個人のプライバシーに属する事項。

【業界別ガイドライン策定について】

今後、各業界の実情に応じて接種証明の利用に関するガイドラインを策定することも考えられる。

ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方（抄）

令和3年9月9日

首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部

1. コロナ禍からの回復を目指す日常生活の姿

一定の条件の下で、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置地域（以下「緊急事態措置区域等」という。）において、様々な行動制限の縮小・見直しを進めていく。それに併せ、業種別ガイドラインを改訂するほか、第三者認証制度等についても必要な見直しを行う。

一 各分野における制限緩和の基本的方向性（前提：ワクチン・検査パッケージを活用）

（1） 飲食

- ①第三者認証を受けた飲食店においては、営業時間等の制限を緩和
- ②ワクチン・検査パッケージを利用したグループの会食の人数制限を緩和
- ③緊急事態措置区域等において、営業時間、酒類提供、会食等の制限について緩和

（2） イベント

ワクチン・検査パッケージを活用しつつ、次のような枠組で制限緩和を行う。

- ①イベントごとに安全計画（マスク・大声抑制など感染防止策を記載した計画）策定
- ②緊急事態措置区域等以外の地域においては、人数制限等について緩和・撤廃
- ③緊急事態措置区域等においても、人数制限等を緩和することを検討

（3） 人の移動

旅行を始めとした県をまたぐ移動についても、ワクチン・検査を受けた者について次のような制限緩和を行う。

- ①緊急事態措置区域等との間の移動に関し、県をまたぐ移動自粛要請の対象に含めない。
- ②観光振興策の実施を検討。

（4） 学校

- ①「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応
- ②緊急事態措置区域等において、大学等の部活動や課外活動を原則可能とする。

以上のような制限緩和が人流、感染状況等に及ぼす影響について注意深く検証しながら、問題がなければ、更なる制限緩和を実施するが、当面は経過措置的に段階的な緩和を行う。